



茨労発基 1221 第 1 号の 2
令和 2 年 12 月 21 日

一般社団法人 茨城県建設業協会
会長 殿

茨城労働局長



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則
の一部を改正する省令の施行について

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、既に令和 2 年 12 月 14 日付け基発 1214 第 2 号をもって、厚生労働省労働
基準局長から各関係団体の長に対し別添 1 のとおり通知しているところです。

また、別添 2 のとおり、令和 2 年 12 月 21 日付け茨労発基 1221 第 1 号の 3 をもって、別
記発注機関に対しても周知の協力を依頼したところです。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣
旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますよう改めて本職
からもお願いいたします。

なお、改正趣旨、内容等の周知に御活用いただけるよう、リーフレットも併せてお送りい
たします。

(問合せ先)

茨城労働局労働基準部健康安全課

TEL : 029-224-6215 (直通)

基発 1214 第 2 号
令和 2 年 12 月 14 日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の
一部を改正する省令の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 12 月 2 日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 340 号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 193 号）により、ベンジルアルコール及び当該物を含有する製剤その他の物について、譲渡し、又は提供する場合のラベル表示、SDS の交付等を義務付け、また、製造又は取扱いの際のリスクアセスメントの実施を義務付ける改正を行ったところです。本改正につきましては令和 3 年 1 月 1 日より施行することとしており、本改正政省令の施行につき別添のとおり都道府県労働局長あて指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

別紙

アクリル酸エステル工業会
ECP 協会
板硝子協会
一般財団法人 F A 財団
一般財団法人エンジニアリング協会
一般財団法人化学物質評価研究機構
一般財団法人建設業振興基金
一般財団法人首都高速道路協会
一般財団法人製造科学技術センター
一般財団法人石炭エネルギーセンター
一般財団法人先端加工機械技術振興協会
一般財団法人大日本蚕糸会
一般財団法人日本カメラ財団
一般財団法人日本軸受検査協会
一般財団法人日本船舶技術研究協会
一般財団法人日本陶業連盟
一般財団法人日本皮革研究所
一般財団法人日本溶接技術センター
一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター
一般財団法人マイクロマシンセンター
一般社団法人日本在外企業協会
一般社団法人アルコール協会
一般社団法人海洋水産システム協会
一般社団法人仮設工業会
一般社団法人家庭電気文化会
一般社団法人カメラ映像機器工業会
一般社団法人火力原子力発電技術協会
一般社団法人強化プラスチック協会
一般社団法人軽仮設リース業協会
一般社団法人軽金属製品協会
一般社団法人建設産業専門団体連合会
一般社団法人合板仮設材安全技術協会
一般社団法人コンクリートポール・パイロ
協会
一般社団法人色材協会
一般社団法人自転車協会
一般社団法人住宅生産団体連合会
一般社団法人住宅リフォーム推進協議会
一般社団法人潤滑油協会
一般社団法人新金属協会
一般社団法人新日本スーパーマーケット協
会

一般社団法人全国 L P ガス協会
一般社団法人全国クレーン建設業協会
一般社団法人全国警備業協会
一般社団法人全国建設業協会
一般社団法人全国建築コンクリートブロッ
ク工業会
一般社団法人全国石油協会
一般社団法人全国中小建設業協会
一般社団法人全国中小貿易業連盟
一般社団法人全国鐵構工業協会
一般社団法人全国登録教習機関協会
一般社団法人全国防水工事業協会
一般社団法人全国木質セメント板工業会
一般社団法人全日本建築士会
一般社団法人全日本航空事業連合会
一般社団法人全日本マリンサプライヤーズ
協会
一般社団法人送電線建設技術研究会
一般社団法人ソーラーシステム振興協会
一般社団法人大日本水産会
一般社団法人電気協同研究会
一般社団法人電気設備学会
一般社団法人電気通信協会
一般社団法人電子情報技術産業協会
一般社団法人電池工業会
一般社団法人電力土木技術協会
一般社団法人日本電設工業協会
一般社団法人日本アスファルト合材協会
一般社団法人日本アスファルト乳剤協会
一般社団法人日本アミューズメントマシン
協会
一般社団法人日本アルミニウム協会
一般社団法人日本アルミニウム合金協会
一般社団法人日本医療機器工業会
一般社団法人日本医療機器産業連合会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本印刷産業機械工業会
一般社団法人日本印刷産業連合会
一般社団法人日本エアゾール協会
一般社団法人日本エルピーガスプラント協
会
一般社団法人日本エレベータ協会

- 一般社団法人日本オーディオ協会
- 一般社団法人日本陸用内燃機関協会
- 一般社団法人日本オプトメカトロニクス協会
- 一般社団法人日本音響材料協会
- 一般社団法人日本科学機器協会
- 一般社団法人日本化学工業協会
- 一般社団法人日本化学品輸出入協会
- 一般社団法人日本化学物質安全・情報センター
- 一般社団法人日本ガス協会
- 一般社団法人日本画像医療システム工業会
- 一般社団法人日本金型工業会
- 一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会
- 一般社団法人日本硝子製品工業会
- 一般社団法人日本機械工業連合会
- 一般社団法人日本機械設計工業会
- 一般社団法人日本機械土工協会
- 一般社団法人日本基礎建設協会
- 一般社団法人日本絹人繊維物工業会
- 一般社団法人日本金属プレス工業協会
- 一般社団法人日本金属屋根協会
- 一般社団法人日本空調衛生工事業協会
- 一般社団法人日本グラフィックサービス工業会
- 一般社団法人日本クレーン協会
- 一般社団法人日本くん蒸技術協会
- 一般社団法人日本経済団体連合会
- 一般社団法人日本計量機器工業連合会
- 一般社団法人日本毛皮協会
- 一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
- 一般社団法人日本建設機械工業会
- 一般社団法人日本建設機械施工協会
- 一般社団法人日本建設機械レンタル協会
- 一般社団法人日本建設業連合会
- 一般社団法人日本建築材料協会
- 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
- 一般社団法人日本建築板金協会
- 一般社団法人日本港運協会
- 一般社団法人日本工業炉協会
- 一般社団法人日本航空宇宙工業会
- 一般社団法人日本工作機械工業会
- 一般社団法人日本工作機器工業会
- 一般社団法人日本合成樹脂技術協会
- 一般社団法人日本コミュニティーガス協会
- 一般社団法人日本ゴム工業会
- 一般社団法人日本サッシ協会
- 一般社団法人日本産業・医療ガス協会
- 一般社団法人日本産業機械工業会
- 一般社団法人日本産業車両協会
- 一般社団法人日本自動車機械器具工業会
- 一般社団法人日本自動車機械工具協会
- 一般社団法人日本自動車工業会
- 一般社団法人日本自動車車体工業会
- 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
- 一般社団法人日本自動車タイヤ協会
- 一般社団法人日本自動車部品工業会
- 一般社団法人日本自動認識システム協会
- 一般社団法人日本自動販売機工業会
- 一般社団法人日本試薬協会
- 一般社団法人日本写真映像用品工業会
- 一般社団法人日本砂利協会
- 一般社団法人日本照明工業会
- 一般社団法人日本食品機械工業会
- 一般社団法人日本私立医科大学協会
- 一般社団法人日本伸銅協会
- 一般社団法人日本繊維機械協会
- 一般社団法人日本染色協会
- 一般社団法人日本船舶電装協会
- 一般社団法人日本倉庫協会
- 一般社団法人日本造船協力事業者団体連合会
- 一般社団法人日本造船工業会
- 一般社団法人日本測量機器工業会
- 一般社団法人日本損害保険協会
- 一般社団法人日本ダイカスト協会
- 一般社団法人日本大ダム会議
- 一般社団法人日本鍛圧機械工業会
- 一般社団法人日本鍛造協会
- 一般社団法人日本タンナーズ協会
- 一般社団法人日本チタン協会
- 一般社団法人日本中小型造船工業会
- 一般社団法人日本中小企業団体連盟
- 一般社団法人日本鑄造協会
- 一般社団法人日本鑄鍛鋼会
- 一般社団法人日本鉄鋼連盟

一般社団法人日本鉄塔協会
一般社団法人日本鉄道車輛工業会
一般社団法人日本鉄リサイクル工業会
一般社団法人日本電化協会
一般社団法人日本電気協会
一般社団法人日本電気計測器工業会
一般社団法人日本電機工業会
一般社団法人日本電気制御機器工業会
一般社団法人日本電子回路工業会
一般社団法人日本電子デバイス産業協会
一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会
一般社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会
一般社団法人日本銅センター
一般社団法人日本動力協会
一般社団法人日本道路建設業協会
一般社団法人日本時計協会
一般社団法人日本塗装工業会
一般社団法人日本鷲工業連合会
一般社団法人日本塗料工業会
一般社団法人日本内燃力発電設備協会
一般社団法人日本ねじ工業協会
一般社団法人日本農業機械工業会
一般社団法人日本配線システム工業会
一般社団法人日本配電制御システム工業会
一般社団法人日本船用機関整備協会
一般社団法人日本歯車工業会
一般社団法人日本ばね工業会
一般社団法人日本バルブ工業会
一般社団法人日本パレット協会
一般社団法人日本半導体製造装置協会
一般社団法人日本皮革産業連合会
一般社団法人日本左官業組合連合会
一般社団法人日本非破壊検査工業会
一般社団法人日本病院会
一般社団法人日本表面処理機材工業会
一般社団法人日本ビルディング協会連合会
一般社団法人日本フードサービス協会
一般社団法人日本フルードパワー工業会
一般社団法人日本分析機器工業会
一般社団法人日本粉体工業技術協会
一般社団法人日本ベアリング工業会
一般社団法人日本ベッ甲協会
一般社団法人日本ボイラ協会
一般社団法人日本ボイラ整備据付協会
一般社団法人日本防衛装備工業会
一般社団法人日本貿易会
一般社団法人日本望遠鏡工業会
一般社団法人日本芳香族工業会
一般社団法人日本縫製機械工業会
一般社団法人日本包装機械工業会
一般社団法人日本ホームヘルス機器協会
一般社団法人日本保温保冷工業協会
一般社団法人日本マリン事業協会
一般社団法人日本民営鉄道協会
一般社団法人日本綿花協会
一般社団法人日本木工機械工業会
一般社団法人日本溶接容器工業会
一般社団法人日本溶融亜鉛鍍金協会
一般社団法人日本猟用資材工業会
一般社団法人日本旅客船協会
一般社団法人日本臨床検査薬協会
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会
一般社団法人日本冷凍空調工業会
一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
一般社団法人日本ロボット工業会
一般社団法人日本綿業倶楽部
一般社団法人農業電化協会
一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
一般社団法人不動産協会
一般社団法人プラスチック循環利用協会
一般社団法人プレハブ建築協会
一般社団法人林業機械化協会
印刷インキ工業連合会
印刷工業会
ウレタン原料工業会
ウレタンフォーム工業会
塩ビ工業・環境協会
欧州ビジネス協会医療機器委員会
押出発泡ポリスチレン工業会
化成品工業協会
可塑剤工業会

硝子繊維協会
関西化学工業協会
協同組合資材連
協同組合日本飼料工業会
協同組合日本製パン製菓機械工業会
クロロカーボン衛生協会
研削砥石工業会
建設業労働災害防止協会
建設廃棄物協同組合
建設労務安全研究会
公益財団法人油空圧機器技術振興財団
公益財団法人安全衛生技術試験協会
公益財団法人NSKメカトロニクス技術高度化財団
公益財団法人工作機械技術振興財団
公益財団法人産業医学振興財団
公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会
公益社団法人インテリア産業協会
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
公益社団法人産業安全技術協会
公益社団法人自動車技術会
公益社団法人全国解体工事業団体連合会
公益社団法人全国産業廃棄物連合会
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
公益社団法人全国労働衛生団体連合会
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会
公益社団法人全日本トラック協会
公益社団法人全日本ネオン協会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人全日本不動産協会
公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本煙火協会
公益社団法人日本化学会 環境・安全推進委員会
公益社団法人日本建築家協会
公益社団法人日本建築士会連合会
公益社団法人日本作業環境測定協会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本歯科技工士会
公益社団法人日本精神科病院協会
公益社団法人日本セラミックス協会
公益社団法人日本洗浄技能開発協会
公益社団法人日本電気技術者協会

公益社団法人日本プラントメンテナンス協会
公益社団法人日本保安用品協会
公益社団法人日本ボウリング場協会
公益社団法人日本木材保存協会
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
公益社団法人有機合成化学協会
合成ゴム工業会
合成樹脂工業協会
高発泡ポリエチレン工業会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
コンクリート用化学混和剤協会
酢ビ・ポバール工業会
写真感光材料工業会
触媒工業協会
触媒資源化協会
ステンレス協会
石油化学工業協会
石油連盟
セラミックファイバー工業会
全国仮設安全事業協同組合
全国ガラス外装クリーニング協会連合会
全国機械用刃物研磨工業協同組合
全国グラビア協同組合連合会
全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
全国建設業協同組合連合会
全国興行生活衛生同業組合連合会
全国自動ドア協会
全国社会保険労務士会連合会
全国商工会連合会
全国醸造機器工業組合
全国製菓機器商工協同組合
全国製菓厨房機器原材料協同組合
全国タイヤ商工協同組合連合会
全国段ボール工業組合連合会
全国中小企業団体中央会
全国伝動機工業協同組合
全国土壌改良資材協議会
全国トラックターミナル協会
全国農業協同組合中央会
全国ミシン商工業協同組合連合会
全国鍍金工業組合連合会
全日本印刷工業組合連合会

全日本紙製品工業組合
全日本革靴工業協同組合連合会
全日本光沢化工紙協同組合連合会
全日本シール印刷協同組合連合会
全日本紙器段ボール箱工業組合連合会
全日本スクリーン・デジタル印刷協同組合
連合会
全日本製本工業組合連合会
全日本電気工事業工業組合連合会
全日本爬虫類皮革産業協同組合
全日本プラスチック製品工業連合会
全日本木工機械商業組合
ダイヤモンド工業協会
中央労働災害防止協会
電機・電子・情報通信産業経営者連盟
電気硝子工業会
電気事業連合会
電線工業経営者連盟
天然ガス鉱業会
独立行政法人労働者健康安全機構
トラクター懇話会
奈良県毛皮革協同組合連合会
ニッケル協会東京事務所
日本圧力計温度計工業会
日本医薬品添加剤協会
日本エアゾルヘアーラッカー工業組合
日本ABS樹脂工業会
日本LPガス協会
日本オートケミカル工業会
日本界面活性剤工業会
日本化学繊維協会
日本ガスメーター工業会
日本ガソリン計量機工業会
日本家庭用殺虫剤工業会
日本家庭用洗剤工業会
日本火薬工業会
日本硝子計量器工業協同組合
日本ガラスびん協会
日本革類卸売事業協同組合
日本機械工具工業会
日本機械鋸・刃物工業会
日本靴工業会
日本グラフィックコミュニケーションズ工

業組合連合会
日本化粧品工業連合会
日本建築仕上学会
日本建築仕上材工業会
日本顕微鏡工業会
日本高圧ガス容器バルブ工業会
日本光学工業協会
日本光学測定機工業会
日本鉱業協会
日本工業塗装協同組合連合会
日本工作機械販売協会
日本合板工業組合連合会
日本香料工業会
日本ゴム履物協会
日本酸化チタン工業会
日本産業洗淨協議会
日本試験機工業会
日本室内装飾事業協同組合連合会
日本自動車輸入組合
日本自動販売機保安整備協会
日本酒造組合中央会
日本商工会議所
日本真空工業会
日本吹出口工業会
日本スチレン工業会
日本製缶協会
日本製紙連合会
日本精密機械工業会
日本精密測定機器工業会
日本製薬団体連合会
日本石鹼洗剤工業会
日本石鹼洗剤工業組合
日本接着剤工業会
日本ゼラチン・コラーゲン工業組合
日本繊維板工業会
日本ソーダ工業会
日本暖房機器工業会
日本チェーン工業会
日本チェーンストア協会
日本陶磁器工業協同組合連合会
日本内航海運組合総連合会
日本内燃機関連合会
日本難燃剤協会

日本パーマネントウェーブ液工業組合
日本バーミキュライト工業会
日本歯磨工業会
日本ビニル工業会
日本肥料アンモニア協会
日本フォーム印刷工業連合会
日本フォームスチレン工業組合
日本弗素樹脂工業会
日本部品供給装置工業会
日本プラスチック機械工業会
日本プラスチック工業連盟
日本フルオロカーボン協会
日本ヘアカラー工業会
日本PETフィルム工業会
日本ボイラー・圧力容器工業組合
日本防疫殺虫剤協会
日本紡績協会
日本ポリオレフィンフィルム工業組合
日本無機薬品協会
日本メンテナンス工業会
日本木材防腐工業組合
日本有機過酸化物工業会
日本輸入化粧品協会
日本窯業外装材協会
日本溶剤リサイクル工業会
日本羊毛産業協会
日本浴用剤工業会
農業工業会
発泡スチロール協会
光触媒工業会
普通鋼電炉工業会
米国医療機器・IVD 工業会
ポリカーボネート樹脂技術研究会
モノレール工業協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
硫酸協会
林業・木材製造業労働災害防止協会
ロックウール工業会
一般財団法人食品産業センター
一般社団法人日本食品添加物協会
カーボンブラック協会
一般社団法人産業環境管理協会
一般社団法人セメント協会
一般社団法人 JATI 協会
吸水性樹脂工業会
一般社団法人日本科学飼料協会
一般社団法人日本防水材料協会
FRP 防水材工業会
合成高分子ルーフィング工業会
日本ウレタン建材工業会
一般社団法人建築防水安全品質協議会
日本塗り床工業会
エンプラ技術連合会
日本パウダーコーティング協同組合
せんい強化セメント板協会
一般社団法人石膏ボード工業会
一般社団法人 ALC 協会
インテリアフロア工業会
一般社団法人日本溶接協会
一般社団法人日本溶接材料工業会
日本珪藻土日用雑貨製造協会
日本製薬工業協会
一般社団法人日本橋梁建設協会
一般社団法人日本鋼構造協会
一般社団法人日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会
水系塗膜剥離剤工法等研究会
株式会社日本塗装時報社
一般社団法人日本船用工業会
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社
株式会社橋梁新聞社

別添

基発 1214 第 1 号
令和 2 年 12 月 14 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の
一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 340 号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 193 号。以下「改正省令」という。）が令和 2 年 12 月 2 日に公布され、令和 3 年 1 月 1 日から施行することとされたところである。改正政令及び改正省令の趣旨、要点等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

併せて、本通達記載の内容については、別添のとおり、関係事業者等団体の長宛て傘下会員事業者への周知等を依頼したので了知されたい。

記

第 1 改正の趣旨

1 改正政令の趣旨

本改正は、「令和 2 年度第 2 回化学物質のリスク評価に係る企画検討会」（令和 2 年 9 月 4 日開催）の議論を踏まえ、ベンジルアルコールを以下の（1）から（3）までの措置の対象となる物質（以下「対象物質」という。）として追加するため、必要な改正を行うものである。

- （1）労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条第 1 項の規定による化学物質の名称等の表示（ラベル表示）
- （2）法第 57 条の 2 第 1 項の規定による化学物質の名称等の通知（安全データシート（SDS）の交付）
- （3）法第 57 条の 3 第 1 項の規定による化学物質の危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメントの実施等）

2 改正省令の趣旨

本改正は、GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に基づく分類を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「則」という。）別表第2において、ベンジルアルコールを含有する製剤その他の物に係る裾切値（対象物質を含有する製剤その他の物中の当該対象物質の含有量とその値未満の場合、名称等の表示義務等の対象とならない値）を設定するものである。

第2 改正の要点

1 施行期日及び経過措置

施行期日は令和3年1月1日としたこと。ただし、改正政令の施行の際現に存在するベンジルアルコールについては、名称等の表示義務に係る法第57条第1項の規定は、令和3年6月30日まで適用しないこととしたこと。

2 改正政令関係

(1) 基本的事項

ア 改正の基本的な内容

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）別表第9に「ベンジルアルコール」を追加したこと。

なお、「ベンジルアルコール」は、当該化学物質による労働災害事案が多発していることから追加したものであること。

イ 事業者が実施すべき事項についての基本的な考え方

ベンジルアルコールについて事業者が実施すべき事項に係る基本的な考え方は、本通達によるほか、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行について」（平成12年3月24日付け基発第162号）及び「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について（化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係）」（平成27年8月3日付け基発0803第2号）等によるべきものであること。

ウ 留意事項等

ベンジルアルコールは、職業性疾病（慢性）に関して安全に使用するための基準が示されている物質である一方、令別表第9に掲げる物以外の物質には危険有害性が不明なものがあるため、事業者に対して、対象物質以外であっても危険有害性が不明な物質への代替を推奨するものではないことに留意すること。

(2) 細部事項

ア 塗料の剥離及びかき落とし作業について

「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」
(令和2年8月17日付け基安化発0817第2号(令和2年10月19日一部改正)。以下「課長通知」という。)の記の2(2)に則ったばく露防止のための措置を行うこと。

イ ベンジルアルコールを含有する剥離剤の取扱い作業において講ずべき措置

剥離剤にベンジルアルコールが含有されている場合は、課長通知の記の3(1)イに則った措置を講ずること。

3 改正省令関係

ベンジルアルコールのCAS番号及び裾切値は別紙のとおりであること。

ベンジルアルコールの CAS 番号及び裾切値

物質名	CAS 番号	裾切値	
		表示 (重量%) (則第 30 条関係)	通知 (重量%) (則第 34 条の 2 関係)
ベンジルアルコール	100-51-6	1 %未満	1 %未満

※ 上記の CAS 番号は例示であり、上記に記載の無い CAS 番号のベンジルアルコールを含有する製剤その他の物が存在する場合もあること。

別添2
茨労発基 1221 第1号の3
令和2年12月21日

別記発注機関の長 殿

茨城労働局長

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則
の一部を改正する省令の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年12月2日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第340号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第193号）をもって、ベンジルアルコール及び当該物を含有する製剤その他の物について、譲渡し、又は提供する場合のラベル表示、SDSの交付等を義務付け、また、製造又は取扱いの際のリスクアセスメントの実施を義務付ける改正が行われたところです。本改正につきましては令和3年1月1日から施行される予定となっており、本改正政省令の施行につき別添1のとおり令和2年12月14日付け基発1214第1号をもって厚生労働省労働基準局長から本職あてに指示されており、別添2のとおり、令和2年12月21日付け茨労発基1221第1号の2をもって、別記関係団体の長あて周知の協力を依頼したところです。

つきましては、貴職におかれましても、作業の発注に当たり、必要な経費の積算に御配慮いただくとともに化学物質の危険有害性を踏まえた適正な使用について関係者に注意喚起としていただくようお願いいたします。

なお、周知用のリーフレットの改正版も同封いたしますので、周知に当たり御活用ください。

(問合せ先)

茨城労働局労働基準部健康安全課
TEL : 029-224-6215 (直通)

別記 発注機関

国土交通省関東地方整備局 鹿島港湾・空港整備事務所

国土交通省関東地方整備局 常陸河川国道事務所

茨城県 (土木部検査指導課経由)

東日本旅客鉄道株式会社 水戸支社設備土木課

東日本高速道路株式会社 関東支社 水戸工事事務所

東日本高速道路株式会社 関東支社 水戸管理事務所



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（三四〇）

〔告 示〕

○日本国に帰化を許可する件

（法務二二一）

○アフガニスタン・イスラム共和国におけるカブール国際空港航空交通管制サービス施設及び管制塔整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合プロジェクト・サービス機関との間の書簡の交換に関する件（外務四七三）

○タジキスタン共和国及びアフガニスタン・イスラム共和国におけるタジキスタン・アフガニスタン国境地域における生計改善促進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同四七四）

○保安林の指定をする件

（農林水産二二二五～二二二九）

○保安林の指定を解除する件

（同二三三〇～二三三六）

○保安林の指定施設要件を変更する件

（同二三三七～二三四二）

○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の事由及び地域を改正する件

（経済産業二五四）

○地すべり防止区域を指定する件

（国土交通一四一七、一四一八）

○地すべり防止区域を追加指定する件

（同四一九～四二二）

○道路に関する件

（四国地方整備局一一四、一一五）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

人事院 内閣府 法務省 文部科学省

最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

東北地方整備局公示（東北地方整備局）

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

（人事院）

〔公 告〕

諸事項

官庁

共同研究者の募集関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、

破産、特別清算、再生関係

会社その他

本号で公布された

法令のあらまし

◆労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第三四〇号）（厚生労働省）

1 譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならぬ物として、ベンジルアルコールを追加することとした。（別表第九関係）

2 この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

3 この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

政 令

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令を公布する。

御 名 御 翼

令和二年十二月二日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百四十号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条第一項、第五十七条の二第一項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。
別表第九百五十二号の次に次の一号を加える。

五百三十二の二 ヘンジアルコール

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の労働安全衛生法施行令第十八条第一号及び第二号に掲げる物（イ）の政令による改正前の労働安全衛生法施行令第十八条第一号及び第二号に掲げる物に該当するものを除く（つ）であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、令和三年六月三十日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 菅 義偉

告 示

労働省告示第 150111 号

左記の旨の申請に係る日本臣の職位の並び、これを認むる。

令和二年十二月二日

法務大臣 上川 聡子

- 住所 三重県四日市市別山 1 丁目 205 番地 2
村井洋子 昭和 32 年 12 月 29 日 生
- 住所 三重県四日市市高介町 2984 番地 1
本秀和 昭和 51 年 12 月 6 日 生
- 住所 三重県四日市市北區大段町 1 丁目 44 番地 1
劉勝 平成 9 年 5 月 23 日 生
- 住所 埼玉県川口市川口 3 丁目 3 番 1—817 号
張可 平成元年 10 月 2 日 生
- 住所 徳島市鶴見区下米占 5 丁目 8 番 17 号
アゾングラフン・ペラエリ・ペハナム
年 8 月 4 日 生
- 住所 茨城県鉾川市小柴 1 丁目 3 番地 10
リーヤンバクシユ・ナーセル 昭和 74 年 3 月 2 日 生
- 住所 富山県山田町 78 番地 7
ルーツ・カレメンシア・アルバランシ・コント
レラヌ 昭和 74 年 1 月 2 日 生
- 住所 東京都新宿区大久保 3 丁目 9 番 5—213 号
田梨平 平成 7 年 8 月 8 日 生
- 住所 千葉県東金市川間 2 丁目 23 番地 8
ウーナル・ピン・タリク・シバオキ
年 8 月 13 日 生
- 住所 千葉県成田市加茂部 1 丁目 1 番地 3
工亦雄 昭和 53 年 1 月 1 日 生
- 住所 東京都品川区住友 5 丁目 7 番 14 号
金福珠 昭和 45 年 10 月 23 日 生
- 住所 東京都品川区住友 5 丁目 7 番 14 号
金美由 昭和 56 年 8 月 30 日 生
- 住所 神戸市東木区本多町 4 丁目 1 番 254—305 号
ジェタン・ブナン 昭和 57 年 11 月 26 日 生
- 住所 川崎市幸区南加瀬 1 丁目 13 番 15—865 号
スバーボーン・テンタミー 昭和 61 年 9 月 4 日 生
- 住所 シンブン・ソー 平成 30 年 6 月 3 日 生
- 住所 神奈川県平塚市川村 6 丁目 14 番 16 号
劉麻子 昭和 30 年 7 月 17 日 生
- 住所 川崎市中原区短谷 36 番 8—603 号
崔清英 昭和 39 年 4 月 23 日 生
- 住所 長崎県諫早市小川町 298 番地 5
梁寛人 昭和 47 年 1 月 23 日 生
- 住所 金沢市 昭和 54 年 2 月 6 日 生
- 住所 梁原太郎 平成 17 年 11 月 1 日 生
- 住所 梁塚隆 平成 21 年 4 月 16 日 生
- 住所 福岡市西区内環 1 丁目 17 番 1—501 号
本國英 昭和 47 年 11 月 23 日 生

- 住所 栃木県宇都宮市宇都宮町 1154 番地 1
トラン・ブノ・ヒラ 平成 10 年 6 月 24 日 生
- 住所 千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町 2 丁目 7 番 1 号
今紗貴 平成 6 年 5 月 1 日 生
- 住所 大阪府都島区都島南通 1 丁目 5 番 26 号
金兼英 昭和 62 年 2 月 14 日 生
- 住所 大阪府東成区中道 2 丁目 24 番 23—1105 号
崔正巳 昭和 58 年 1 月 29 日 生
- 住所 大阪府平野区平野宮町 1 丁目 6 番 3—1002 号
柿明孝 昭和 28 年 12 月 6 日 生
- 住所 金谷洋 昭和 30 年 6 月 10 日 生
- 住所 大阪府天王寺区上本町 6 丁目 3 番 81—1022 号
藤中丘 昭和 5 年 11 月 15 日 生
- 住所 大阪府住之江区安立 2 丁目 3 番 4 号
今貞幸 昭和 52 年 5 月 23 日 生
- 住所 大阪府北区長瀬 1 丁目 1 番 21—1001 号
金吉博 昭和 60 年 10 月 11 日 生
- 住所 大阪府都島区毛馬町 2 丁目 11 番 11—914 号
成浩 昭和 32 年 11 月 1 日 生
- 住所 成美菜 平成 2 年 2 月 19 日 生
- 住所 大阪府東住吉区今林 4 丁目 2 番 16 号
兼政英 昭和 47 年 7 月 28 日 生
- 住所 大阪府平野区加菜北 1 丁目 11 番 17—503 号
庚千代子 昭和 57 年 10 月 5 日 生
- 住所 大阪府北区同心 1 丁目 2 番 6—1105 号
今千登 昭和 55 年 3 月 27 日 生
- 住所 大阪府平野区豊東 3 丁目 13 番 28—804 号
金下勝 昭和 38 年 10 月 10 日 生
- 住所 大阪府鶴見区線 2 丁目 2 番 2—102 号
金源 平成 6 年 5 月 29 日 生
- 住所 大阪府和泉市いぶき野 4 丁目 1 番 4—1011 号
林純浩 昭和 51 年 7 月 13 日 生
- 住所 文洋子 昭和 54 年 1 月 23 日 生
- 住所 林茂衣 平成 27 年 7 月 14 日 生
- 住所 林芽衣 平成 30 年 6 月 21 日 生
- 住所 大阪府吹田市如川町 19 番 2 号
林徹也 昭和 42 年 8 月 1 日 生
- 住所 堺市北区白旗黒瀬町 3 丁目 138 番地 1
金由華 昭和 62 年 7 月 4 日 生
- 住所 大阪府平野区小路東 2 丁目 3 番 27 号
高英吾 昭和 50 年 9 月 30 日 生
- 住所 大阪府平野区小路 1 丁目 5 番 23 号
高在吾 昭和 44 年 11 月 30 日 生

- 住所 大阪府平野区小路東 2 丁目 22 番 20 号
高明吾 昭和 48 年 6 月 9 日 生
- 住所 大阪府天王寺区小橋町 13 番 12—802 号
李基代 昭和 39 年 8 月 23 日 生
- 住所 吳淳太郎 平成 8 年 8 月 12 日 生
- 住所 吳康次郎 平成 9 年 9 月 26 日 生
- 住所 大阪府東大阪市菱屋西 1 丁目 12 番 18 号
曹占禮 昭和 39 年 8 月 25 日 生
- 住所 金守英 昭和 44 年 3 月 4 日 生
- 住所 曹晴香 平成 8 年 10 月 9 日 生
- 住所 曹谷福 平成 15 年 4 月 12 日 生
- 住所 堺市中央区伏見 764 番地 2
許其好 昭和 51 年 12 月 20 日 生
- 住所 堺市西区堀上線町 3 丁目 11 番 19 号
葵健明 昭和 52 年 7 月 20 日 生
- 住所 大阪府城東区鶴野東 1 丁目 3 番 8 号
趙利世 昭和 19 年 3 月 20 日 生
- 住所 李秀烈 昭和 26 年 12 月 7 日 生
- 住所 大阪府中央区内淡路町 3 丁目 2 番 15—704 号
趙幹男 昭和 56 年 1 月 30 日 生
- 住所 大阪府東住吉区西今川 3 丁目 29 番 10 号
方勝 昭和 44 年 9 月 19 日 生
- 住所 蔡純琪 平成 15 年 3 月 29 日 生
- 住所 蔡元祺 平成 9 年 11 月 29 日 生
- 住所 高知県四万市市川町 3 丁目 11 番 15 号
朴香潤 昭和 45 年 7 月 11 日 生
- 住所 朴才又 平成 24 年 10 月 5 日 生
- 住所 福岡市城南区堤 1 丁目 9 番 1—403 号
李流了 昭和 59 年 5 月 11 日 生
- 住所 福岡市東区香椎東 3 丁目 13 番 39—405 号
李樹 平成 2 年 3 月 23 日 生
- 住所 愛知県清須市西枇杷島町芳野 3 丁目 70 番地 17
金丁聖 平成 3 年 8 月 13 日 生
- 住所 名古屋市中区大宮上志保味字竹の原 371 番地 1
趙啓良 昭和 55 年 10 月 22 日 生
- 住所 名古屋市西区山本 1 丁目 154 番地
吳静子 昭和 25 年 5 月 24 日 生
- 住所 福岡市中央区港 3 丁目 7 番 12 号
清真樹 昭和 50 年 2 月 3 日 生

ラベル表示・SDS交付・リスクアセスメントの対象に「ベンジルアルコール」が追加されました

令和3年1月1日以降は、ベンジルアルコールについて**以下が義務**となります。

義務化

- ☑ 譲渡・提供時の【容器等へのラベル表示】
- ☑ 譲渡・提供時の【安全データシート（SDS）の提供】
- ☑ 事業場における【リスクアセスメントの実施】

ベンジルアルコールを含む製品を**販売する場合**は・・・

- ◆ ベンジルアルコールを1%以上含む製品を販売等する場合は、その容器または包装に危険有害性を示す絵表示（GHSマーク）、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意、会社名などを**ラベル表示**するとともに、**安全データシート（SDS）を提供**する必要があります。


※施行日時時点で容器に入れ又は包装されている製品については、ラベル表示は令和3年6月30日まで猶予されます。

ベンジルアルコールを含む製品を**使用する場合**は・・・

- ◆ 容器等の**ラベル**に危険有害性を示す**絵表示（GHSマーク）**のついている製品については、メーカー等から提供される**安全データシート（SDS）を確認**し、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意を把握しましょう。
- ◆ SDS等の情報を基に、その化学物質の取扱い業務について**リスクアセスメントを行い**、マスク装着や換気装置の設置など**必要な措置を講じる**よう努めましょう。

<ベンジルアルコールの危険性・有害性と必要な対策>

※該当物質の含有率が裾切値未満のものは対象となりません

物質名		CAS番号	裾切値		ラベルに表示すべき絵表示
ベンジルアルコール		100-51-6	ラベル表示	1%未満	
			SDS交付 リスクアセスメント	1%未満	
危険性 有害性	飲み込むと有害 皮膚に接触すると有害 強い眼刺激 眼気又はめまいのおそれ 中枢神経系、腎臓の障害 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系の障害	必要な 措置	容器を密閉しておくこと。 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 取扱後はよく手を洗うこと。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。		

【注意！】 ラベル表示等の対象となったことを理由に、ベンジルアルコールから、別の**有害性の不明確な物質に安易に代替化を図ることは、かえってリスクを増大させる場合があります。**

今回追加されたベンジルアルコールは、**どのように扱えば安全であるか明らかになっている物質ですので、適切に管理して使用するよう**にしましょう。

橋梁塗膜除去工事や石綿除去工事などを行う作業者に

剥離剤による中毒が多発しています！

～ ラベル・SDS（安全データシート）を確認し、適切な対策を～

剥離剤を使用した塗膜の除去作業中に、剥離剤に含まれる有害物（ジクロロメタン、ベンジルアルコールなど）を吸い込み、意識不明、視覚障害等となる事案が多発しています。

法令で規制されていない物質でも、人体に有害なもの（中枢神経への毒性だけでなく、発がん性、生殖毒性を有するもの、化学火傷を生ずるものなど）もありますので、剥離剤を使用する場合は、以下の対策を講じるようにしましょう。

① ラベル・SDSの入手・確認

- 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されているSDSを確認※
※特に危険有害情報、取扱いおよび保管上の注意、ばく露防止および保護措置を確認
- SDSが添付されていない場合は、販売店舗またはメーカーから取り寄せる
- SDSを入手できない製品の使用は避ける

② SDSの情報に基づいてばく露防止措置を実施

- SDSに記載されているばく露防止および保護措置を確実に実施
 - SDSを入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれているものとみなして適切な呼吸用保護具、保護眼鏡、不浸透性の保護手袋・保護衣などを使用
- 注意** 防毒マスクを使用していても、吸収缶が破過して中毒となっている事案が発生しています！
- 作業場所をビニルシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施

剥離剤に含まれる主な物質の有害性とばく露防止対策

（注）他にも様々な有害物が含まれているので、以下の物質を含まない場合も対策は必要です

ベンジルアルコール ※ラベル・SDS義務対象物質

ジクロロメタン ※特定化学物質

有害性

- ・中枢神経系、腎臓に障害
- ・強い眼刺激
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・飲み込むまたは皮膚に接触すると有害

- ・発がんのおそれ
- ・中枢神経系、呼吸器、肝臓、生殖器に障害
- ・強い眼刺激、皮膚刺激
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・吸入すると有害

主な対策

- ・剥離剤の吹き付け等では送気マスクを使用
- ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）
- ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用
- ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など

- ・剥離剤の吹き付け等では送気マスク又は防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）
- ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）
- ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用
- ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など

